

# 韓愈「鱷魚文」とその周辺 ——唐代の祝文系作品における地方官と神霊・怪異（下）——

谷口 高志

## はじめに

唐代では、旱魃の際などに州県の長官が土地の祠廟に赴き、雨乞いの儀式などを主宰することが常態化しており、そうした祭祀活動のために数多くの祝文（神に祈りを捧げる文）が書かれることとなった。それらの祝文のうち、前稿では主に中唐の白居易と元稹の作を取りあげ、災害時に靈験を示さない神が職務怠慢な存在として捉えられ、叱責の対象となっていること、また神を自らに従属させようとする意識が見られることなどを指摘し、祭主である官吏と祭祀対象である神霊との間に、一定の緊張関係が認められることを論じた<sup>1</sup>。

本稿ではその考察を踏まえ、中唐・韓愈の「鱷魚文」<sup>がくぎよ</sup>について検討してみたい<sup>2</sup>。「鱷魚文」は、韓愈が潮州（現広東省）の刺史に貶謫されていたときに書かれたものであり、韓文の代表作としてよく知られている（新舊『唐書』の韓愈傳に収録される）。民を苦しめる異形の生物・鱷魚（ワニ）を祭り、それに退去を命じるというのが、その趣旨である。奇抜な主題を持ち、韓愈特有の諧謔味にあふれたこの作品は、唐代の散文文学のなかでとりわけ異彩を放っているが<sup>3</sup>、その一方、この文は祝文の形式に従って書かれており（ワニを祭祀対象として扱い、それに訴えかける体裁を取る）、説かれている内容も白居易・元稹らの祝文と実は近い関係にある。即ち、韓愈「鱷魚文」における〈地方官と「悪物」(怪物)〉の対立という構図は<sup>4</sup>、白居易らの祝文における〈地方官と神霊〉の緊張関係と地続きのものであり、鱷魚を敵視する韓愈の態度は、土地の神を従属させようとする地方官の姿勢の延長線上にあったと考えられる。韓愈が潮州刺史として書いた「鱷魚文」には、祝文に見られるような当時の地方官の問題意識が確かに伏在しているように見受けられる。

また、祝文のほかに「鱷魚文」との関連で注目されるのが、唐代に書かれた檄文（ふれぶみ・布告文<sup>5</sup>）の類である。唐代では神霊に祈りを届けるための文である祝文が数多く書かれたが、それと同時に「鱷魚文」のような作品、神霊や怪異（人に害をなす邪神や悪鬼、物の怪や怪獣の類）を弾劾もしくは駆逐しよ

<sup>1</sup> 「白居易・元稹の祝文とその周辺——唐代の祝文系作品における地方官と神霊・怪異（上）」（『九州地区国立大学教育系・文系研究論文集』第九巻第一号、二〇二二）。

<sup>2</sup> 劉真倫・岳珍『韓愈文集彙校箋注』（中華書局、二〇一七）巻二六。以下、韓愈の文の引用および系年は同書によるが、本文の引用に際しては句読点を私に改めたところがある。

<sup>3</sup> 「鱷魚文」の特異性は、その主題もさることながら、この文がこれまで祭文、檄文、雑文など様々な文体に分類されてきたことにも表われている。「鱷魚文」の位置づけや文体の問題に関しては、谷口匡「韓愈「鱷魚文」の位置」（『中国文化：研究と教育』第六三号、二〇〇五）参照。同論文はジャンル論的な観点から「鱷魚文」について詳細に分析し、「本来は刺史の仕事として書かされた、一種の実用文」（二三頁）であったが、韓愈が従来の枠に収まりきらない書き方をしたために、祭文、檄文、雑文（遊戯的な文）など、複数の文章ジャンルに分類されることになったと論じる。

<sup>4</sup> 鱷魚は「鱷魚文」のなかで「蟲蛇悪物」（「悪物」は化けもの）と称されているように、ただの害獣ではなく人智を超えた怪異としての一面を有していた（後述）。

<sup>5</sup> 檄文は召集や説諭、糾弾など、古来様々な目的に用いられる文書（戦時において敵の悪事を指弾し、味方の正義を知らしめる目的で書かれることが多い）。檄文の本来の用途や文学的特性については、福井佳夫「檄の文体について（上）（下）——陳琳の檄文二首を中心に」（『漢文教室』第一五七・一五八号、一九八七）が陳琳の作を中心に、詳細に論じている。

うとする布告文も、少なからず書かれていた（「鱷魚文」を含む、こうした神霊・怪異への布告文のことを本稿では便宜的に全て檄文と呼ぶ）。その種の文は、魏・曹植「詰咎文」（日照りを招いた風伯・雨師を弾劾する文<sup>6</sup>）や梁・呉均「檄江神責周穆王璧文」（周・穆王の璧を返すよう江神を責め立てる文<sup>7</sup>）など、唐以前の六朝期（魏晉南北朝期）に既に先例があり、「鱷魚文」との一定の類縁性・関連性を思わせるのだが<sup>8</sup>、唐代では初唐・狄仁傑「檄告西楚霸王文」（祠廟に祭られる項羽神に退去を命じる文）、盛唐・樊鑄「檄曲江水伯文」（川を氾濫させた水伯を弾劾する文）、中唐・柳宗元「逐畢方文」（民を苦しめる怪鳥・畢方を追い払う文）、「鰐蝮文」（<sup>みずち</sup>鰐の悪行を訴えて断罪を請う文）、晩唐・陸龜蒙「告白蛇文」（民を惑わす白蛇に戒告する文）、晩唐・司空圖「移雨神」（雨神を弾劾する文）など、更に多彩な作品が見られるようになっていく<sup>9</sup>。

このように、神霊・怪異に向けて書かれた祝文や檄文、併せて祝文系作品とも言うべき一連の作品群のなかに<sup>10</sup>、「鱷魚文」の類例や関連作品の存在を認めることができるのであって、その意味において「鱷魚文」は、唐代にあって全く孤立した作品というわけではなかったのである。「鱷魚文」の制作意図について予め述べておけば、この文は祝文の一種のパロディ（戯作）として書かれたものと思われるが<sup>11</sup>、その諧謔性を理解するためには、「鱷魚文」をいったん祝文系作品の系譜に位置づけた上で、その特質を吟味する必要があるだろう。

本稿ではこうした観点から、「鱷魚文」を、関連する祝文系作品と比較しながら仔細に読み解いていきたい。特に地方官と怪異の関係性に着目しつつ、その形式や表現のなかにいかなる意識や態度が潜んでいるのか考察していく。その考察を通して、官と神霊・怪異の対立の問題が、文学としてどのように昇華されていったのか、また〈朝廷と辺境〉、〈王権と怪異〉の間で引き裂かれた貶謫文人の自意識が、いかなるかたちで作中に表出されることになったのか、前稿に引き続き、探ってみたい。

## 1 鱷魚の位置づけ——「鱷魚文」①

「鱷魚文」について見ていく前に、まず韓愈が州県の長官として書いた公的な祝文について確認し

<sup>6</sup> 趙幼文『曹植集校注』巻三（中華書局、二〇一六）。

<sup>7</sup> 『藝文類聚』巻八四（上海古籍出版社、一九九九）・寶玉部下・璧。なお福井佳夫「呉均「檄江神責周穆王璧」論」（『六朝の遊戯文学』、汲古書院、二〇〇七、初出二〇〇六）は、この文および曹植「詰咎文」の遊戯的性格に着目し、これらが祈祷文のパロディとして書かれたものであり、後世の「鱷魚文」に影響を与えたのではないかと推測する。

<sup>8</sup> 六朝期の先例としては、他にも釋竺道爽「檄太山文」（李小榮『弘明集校箋』〈上海古籍出版社、二〇一三〉巻一四）、釋智靜「檄魔文」（同上）、釋寶林「破魔露布文」（同上）などがある（文の作者については各々異説あり）。これらは僧侶が仏の教えを宣揚するために書いたものであり、世俗で信仰されている太山神や、仏法にあだなす魔王を弾劾する。なお、張煜「論韓愈《鱷魚文》的文体及其淵源」（『汕頭大学学报（人文社会科学版）』第二四卷第二期、二〇〇八）は、「鱷魚文」の淵源について考察し、人間以外のものを対象とする檄文の先例として釋竺道爽「檄太山文」を挙げ、韓愈がそこから着想を得たのではないかと指摘する。

<sup>9</sup> 狄仁傑「檄告西楚霸王文」（『全唐文』〈中華書局、一九八三〉巻一六九）、樊鑄「檄曲江水伯文」（同巻三六三）、柳宗元「逐畢方文」（尹占華・韓文奇『柳宗元集校注』〈中華書局、二〇一三〉巻一八）、「鰐蝮文」（同上）、陸龜蒙「告白蛇文」（『全唐文』巻八〇一）、司空圖「移雨神」（同巻八〇八）。

<sup>10</sup> 神霊を祭るために書かれた祝文と、神霊・怪異を弾劾もしくは駆逐するために書かれた檄文とを、本稿では祝文系作品と総称する。唐代の祝文系作品については、前稿（注1）にその一覧表を付しておいたので参照されたい。

<sup>11</sup> 「鱷魚文」を遊戯的な文とみなす見方は、南宋末以降の韓愈の文集において、それが「毛穎傳」「送窮文」などととも雑文に分類されてきたことにも表われている。「鱷魚文」の雑文としての性格については、谷口匡の論考（注3）参照。なお近年では、福井の論考（注7）が、唐以前の檄文と関連づけながら「鱷魚文」のパロディ性について言及し、また渡辺志津夫「韓愈の古文——虚構と創作意識」（『中國中世文學研究』第五八号、二〇一〇）がその虚構性について論じている。

ておこう<sup>12</sup>。韓愈の文集には、潮州刺史在任時の「潮州祭神文五首」(『韓愈文集彙校箋注』卷一二、元和十四年(八一九))、袁州刺史のときの「袁州祭神文三首」(卷一三、元和十五年)、京兆尹のときの「祭竹林神文」「曲江祭龍文」(同上、長慶三年(八二三))などの祝文が残っている。これらは主に旱魃や長雨などの自然災害に応じて書かれた文であり、当地で信仰されている土着の神を祭ったもの<sup>13</sup>。

祭祀の対象は祝文一篇ごとに様々であり、潮州では太湖神(太湖山の神)・城隍神(城市の守護神)・界石神(州県の境界に立てる石が神格化したもの)、袁州では城隍神・仰山神、京兆では竹林神・龍神に祈祷もしくは報賽(お礼参りの祭祀)がなされている。山川の神を初めとして、多種多様な神々が祭神として選ばれていたことが窺えよう。唐代では、州県の長官が災害時に祈雨や祈晴の祭祀を主宰することが定められていたが、実際にどの神を祭るのは各々の長官の判断に委ねられており、多くの場合、官は地域社会で重んじられている祠廟信仰をそのまま受け入れて、自らの祭祀活動に取り込もうとした。韓愈もその例外ではなく、たとえば城隍神や界石神などは当時にとっては、〈祀典〉と〈淫祀〉の中間に位置する神格であったと思いが、彼はそれを忌避することなく祭祀を挙行している<sup>14</sup>。祝文の文面を見る限り、韓愈は任地の廟神と、広く友好的な関係を結ぶよう努めていたようであり、民のために熱心に神事に取り組み、敬虔な態度で祈りを捧げる模範的な地方官の姿を、そこに読み取ることができる<sup>15</sup>。

では、民に危害を与えるものに対してはどうか。潮州刺史・韓愈は、民の家畜を食い荒らす鱷魚に対しては、どのような態度を取ったのだろうか。以下、「鱷魚文」の全文を四段に分けて見ていこう。次に引く最初の一段は、文章全体の短い導入部分である。

維元和十四年四月二十四日<sup>16</sup>、潮州刺史韓愈、使軍事衙推秦濟、以羊一猪一、投惡谿之潭水、以與鱷魚食、而告之曰、

(維れ元和十四年四月二十四日、潮州刺史の韓愈、軍事衙推の秦濟をして、羊一猪一を以て、惡谿の潭水に投じて、以て鱷魚に與えて食らわしめ、之に告げて曰く、)

初めに年月日と官職・姓名を記した後、州の属僚を派遣して羊・猪の犠牲を献じることが述べられているが、これは祝文の書き出しの形式をそのまま襲ったものである。たとえば、韓愈が「鱷魚文」とほぼ同時期に書いたとみられる祝文、「潮州祭神文五首」其一の冒頭は次のようになっている。

<sup>12</sup> 韓愈の祝文とその制作背景については、前稿「唐代文人と辺地の神——白居易の祝文を中心に」(『佐賀大国語教育』第五号、二〇二一)においても論及した。

<sup>13</sup> ただし「曲江祭龍文」のみは、文面を見る限り、おそらく土着の龍神信仰にもとづいた祭祀ではなく、漢代から通行する土龍(泥で作った龍)を用いた雨乞いの祭祀であったと思われる。

<sup>14</sup> 雷聞『郊廟之外——隋唐国家祭祀与宗教』(三聯書店、二〇〇九)第三章「“祠典”与“淫祀”之間」が論じているように、唐代の地方祠祀は、祀典(祭祀の典礼、またそれに合致する祭祀)か淫祀か、つまり朝廷が公認する正統な祭祀か否か、という基準によって截然と二分されていたわけではなく、両者の中間にあたる層(祀典に名が載らないが淫祀とも呼べない神)がかなりの規模で存在し、地方官府にその存在が容認されていた。城隍神がその中間層の神に相当することについても雷聞の論考に詳しい。

<sup>15</sup> 韓愈が土地の廟神を重んじていたことは、彼が潮州の太湖神に着任を報告するために草した祝文「潮州祭神文五首」其一に「愈承朝命、爲此州長、今月二十五日、至治下。凡大神降依庇貺斯人者、皆愈所當率徒屬、奔走致誠、親執祀事於廟廷下。今以始至、方上奏天子、思慮不能專一、冠衣不淨潔、與人吏未相識知、牲糈酒食、器皿損弊、不能嚴清、又未卜日時、不敢自薦見。使攝潮陽縣尉史虛己以告」とあることから明らかである。ここでは、本来であれば自ら属僚を率いて挨拶回りに向うべきところ、着任直後で準備が整っていないため、やむなく代理の者を派遣したと述べられている。

<sup>16</sup> 「維元和十四年四月二十四日」は多くの版本では「維年月日」に作られ、明確な年月日の記載を欠く。

維元和十四年歲次己亥三月己卯朔某日、持節潮州諸軍事守潮州刺史<sup>17</sup>、謹差攝潮陽縣尉史虛己、以特羊庶羞之奠、告于太湖神之靈、

(維れ元和十四年 歲己亥に次る三月己卯の朔某日、持節潮州諸軍事守潮州刺史、謹んで攝潮陽縣尉の史虛己を差して、特羊庶羞の奠を以て、太湖神の靈に告ぐ、)

属僚の派遣、犠牲の献納、祭祀対象への呼びかけなど、記載される内容は概ね同じであって、「鱷魚文」はこうした官が行う公的な祭祀の体裁を踏まえて書かれているのである。なお「鱷魚文」では軍事衝推の秦濟なる者が、「潮州祭神文」其一では攝潮陽縣尉の史虚己が韓愈の名代として派遣されているが、属僚による祭祀の代行は、唐代の地方祠祀ではよく見られるものである<sup>18</sup>。鱷魚への祭祀は、そうした属僚の派遣も含めて、当時の通例に則った公的な行事として執り行われるのである。

もっとも、「鱷魚文」が祭祀の通例や祝文の形式を踏襲するといっても、犠牲の献納について述べた部分のみは、やや特異である。「惡谿の潭水に投じて、以て鱷魚に與えて食らわしむ」——この箇所は、一般的な祝文には見られない書きぶりであり、ここから韓愈が鱷魚をどう捉えていたのか、この布告文がいかなる意図で制作されたのかを、ある程度、窺い知ることができる。この箇所の文言、および鱷魚の位置づけの問題について少しばかり考えてみよう。

まず「惡谿」とは、勢いの激しい溪流をいい(「谿」は「溪」に同じ)、ここではそれが潮州を流れる韓江の早瀬の呼び名として用いられているのだが、「惡」の語には常に否定的な価値判断が伴い、渡航者の命を脅かす危険で凶悪な川という意味合いがそこに含まれる<sup>19</sup>。そうした惡谿の凶悪性・暴力性は、韓愈の詩文のなかでは鱷魚の脅威とよく結びつけられており、「鱷魚文」と同じく潮州の惡谿に言及した「瀧吏」詩と「潮州刺史謝上表」に以下のような表現が見える。

惡溪瘴毒聚	惡溪に瘴毒 聚まり
雷電常洶洶	雷電 常に洶洶たり
鱷魚大於船	鱷魚は船よりも大きく
牙眼怖殺儂	牙眼 儂を怖殺す

「瀧吏」(『韓昌黎詩繫年集釋』卷一一、元和十四年<sup>20</sup>)

過海口、下惡水、濤瀧壯猛、難計程期、颶風鱷魚、禍患不測。

(海口を過ぎ、惡水を下れば、濤瀧 壯猛にして、程期を計り難く、颶風・鱷魚、禍患 測られず。)

「潮州刺史謝上表」(『韓愈文集彙校箋注』卷二九、元和十四年)

ここにいう「惡溪」「惡水」は、「鱷魚文」に見える「惡谿」と同じ早瀬を指すとみてよいだろう。瘴気の立ちこめるなか、激しく波を立てる惡谿。その水底から船客の命をうかがう獐猛な鱷魚。それらは何れも、都から来た韓愈を震え上がらせるものであり、自身の理解を超えた、奇怪でおぞましい嶺南の

<sup>17</sup> 「維元和十四年歲次己亥三月己卯朔某日、持節潮州諸軍事守潮州刺史」は、多くの版本では「維年月日、潮州刺史韓愈」に作られる。

<sup>18</sup> 白居易「禱仇王神文」(『白居易文集校注』(謝思煒、中華書局、二〇一五) 卷三)、元稹「報三陽神文」(『元稹集校注』(周相録、上海古籍出版社、二〇一一) 卷五九) などがその例に当る。『大唐開元禮』(古典研究会『大唐開元禮 附大唐郊祀録』、汲古書院、一九七二) 卷七〇・吉禮・諸州祈諸神に載せる祝文の文例にも「維某年歲次月朔日子、刺史姓名、謹遣具位姓名、敢昭告於某神」とあり、部下の派遣による祭祀の執行が一つの定型であったことが知られる。

<sup>19</sup> たとえば處州を流れる惡谿について、『元和郡縣圖志』(中華書局、一九八三) 卷二六・江南道二・處州麗水縣に「麗水、本名惡溪、以其湍流阻險、九十里間五十六瀨、名爲大惡」とあり、李白「送王屋山人魏萬還王屋」詩(王琦『李太白全集』(中華書局、一九七七) 卷一六) にも「却思惡溪去、寧懼惡溪惡。咆哮七十灘、水石相噴薄」とある。

<sup>20</sup> 韓愈の詩の引用および系年は、錢仲聯『韓昌黎詩繫年集釋』(上海古籍出版社、一九八四) による。

風物として捉えられているのである。

「鱷魚文」における悪谿と鱷魚にも、こうした蛮夷の地の風物としての含意が重ね合わされていたと考えられよう<sup>21</sup>。「鱷魚文」の第二段（後掲）で「蟲蛇惡物」の害悪について言及されていることから確認できるように、韓愈にとって鱷魚は、人に害を及ぼす恐るべき怪物なのであり、悪谿はその怪物が棲息する極めて危険な水域として意識されていたのであった。なお、中唐期の詩文のなかには、韓愈の他にも「悪谿」や「悪溪」と呼ばれる溪流を、恐ろしい化けものが棲む場所として描き出した例がある<sup>22</sup>。そうした例を踏まえれば、悪谿にはそこを司る主として水怪がおり、水怪が暴れて悪事を働くために川が荒れる、という認識が当時広く通行していたのかもしれない。

さて、ではなぜ韓愈はそうした凶悪な怪物に、公務としてわざわざ祭祀を行う体裁を取ったのか。そもそも「鱷魚文」は、鱷魚の悪事を指弾して退散させることを企図して作られているのに、なぜその弾劾文を祝文のかたちで書いたのだろうか。

それは一つには、当時における鱷魚の位置づけに起因していたように思われる。先ほど挙げた「瀧吏」詩にも窺えるように、鱷魚は人智を超えた怪物なのであって、恐ろしい霊力を持つ、神怪に近い存在として意識されていたのではないだろうか<sup>23</sup>。やや想像を逞しくして言えば、龍が人々に恐れられる存在でありながら水神として祈祷の対象となっていたように、鱷魚も悪谿一帯を支配する神怪として、民の祭祀を受けていた可能性すらあるだろう<sup>24</sup>。恐らく当時において、鱷魚は祭祀を通して交流することのできる、霊的な存在として捉えられており、韓愈はそうした実情を踏まえて公的な祭事を催し、それを追い払う文を捧げたと、ひとまずは考えられよう。

また加えて言えば、鱷魚が人間に害をもたらず霊的存在だとするなら、そうした対象を退けるために祭事を行い、攻撃的な文辞を弄することは、韓愈以前にも決して先例がなかったわけではない。それは祝文の別体ともいうべき、呪詛文（敵対する相手に災いを下すよう神に祈る呪詞）や驅難文（悪鬼を駆逐

<sup>21</sup> 韓愈が南方蛮夷の地を好んで詩に描写したことについては、好川聡「蠻夷の光景——中唐の異文化受容史」(『中國文學報』第七二号、二〇〇六)に詳しい。

<sup>22</sup> 柳宗元「愚溪對」(『柳宗元集校注』卷一四)に、愚溪神が「予聞閩有水、生毒霧厲氣……有魚焉、鋸齒鋒尾而獸蹄、是食人、必斷而躍之、乃仰噬焉。故其名曰惡溪」と説く一段があり、閩の川に人を食らう怪物(鱷魚のことか)がおり、そのために川が「悪溪」と名づけられていたことが述べられる。また李賀「假龍吟歌」(王琦『李長吉歌詩』(『三家評注李長吉歌詩』、上海古籍出版社、一九九八)外集)には「木死沙崩惡谿島、阿母得仙今不老」という句があり、邪悪な龍が「悪谿島」で暴威を振るい、木々や土砂が破壊されるさまが詠われる(この詩については前稿「李賀の詩歌における祭祀と神格——神の失墜と龍の侵蝕」(『佐賀大國語教育』第二号、二〇一八)参照)。中唐期の詩文の例ではないが、『新唐書』(中華書局、一九七五)卷四一・地理志五・江南道處州麗水縣の条には、「東十里有惡溪、多水怪、宣宗時刺史段成式有善政、水怪潛去、民謂之好溪」とあり、晩唐の段成式が處州刺史として善政を布いたために悪溪の水怪が消えたという伝承を載せる。

<sup>23</sup> 谷口匡前掲論文(注3)は、類書における鱷魚の記事を整理したうえで、鱷魚は当時の人々にとって不思議な力をもった生き物として捉えられ、龍などにも通じる神秘性を見出されており、それゆえに韓愈は祭文の形式を取ってこの文を書いたと指摘する。なお鱷魚とともに鼉(長江ワニ)も、しばしば悪事を働く神怪として捉えられており、たとえば元稹「賽神」詩(『元稹集校注』卷一)は、村里に蔓延する淫祀の断絶を主張する文脈で、「神龍厭流濁、先伐鼉與鼉。鼉鼉在龍穴、妖氣常鬱温。主人惡淫祀、先去邪與昏」と詠い、神域を汚す怪異として鼉に言及している(この詩については前稿「元稹の詩歌における淫祠——民間祭祀への眼差し」(『佐賀大國語教育』第一号、二〇一七)参照)。

<sup>24</sup> 人々に害をなすものとして恐れられていた鬼神や精怪が、同時に祭祀の対象になるという事例は古来、数多く見られる。そのうち、唐代における龍神信仰の浸透については、「中唐期の詩歌における祭祀と龍——龍を斬る詩人たち」(『中唐文学会報』第二十六号、二〇一九)参照。祝文系作品の例を一つ挙げれば、陸龜蒙の檄文「告白蛇文」では、祟りをなすとされていた巨大な白蛇が、農民たちに祭られていたことが説かれている。

する呪詞)といったかたちで古くから見られるものであった<sup>25</sup>。たとえば宮中の年中行事として行われていた驅讎(鬼遣らい)の儀礼では、悪鬼は人と交流可能な存在とみなされ、祭主は呪詞を唱えて悪鬼を痛罵することで、それを退散させることができると考えられていた。その際の儀式次第と呪詞は、『後漢書』禮儀志に詳細に記され、唐代にまで継承されており<sup>26</sup>、そうした習俗のなかに「鱷魚文」の一つの淵源を求めることもできるだろう。つまり、駆逐すべき相手に対して祭礼を行い、威嚇的な文を唱えてこちらの意志を伝えること自体は、古くから続く習俗として定着していたものであり、韓愈が鱷魚を祭る体裁を取りながら、その弾劾文を祝文として書くのも、ある意味では、その種の伝統を踏襲したものとみなされるのである。

しかし、だからといって、知識人たる韓愈が鱷魚に実際に霊力があり、文によって交流できると本当に考えていたかといえ、恐らくそうではないだろう。彼はあくまでも当時における鱷魚の位置づけや、驅讎の習俗などを踏まえた上で、敢えてそれを取り入れた諧謔の文を制作した、とみるのが妥当なところではないだろうか。先述したように、韓愈は民間の祠廟信仰を重んじ、刺史として熱心に祭祀活動に取り組んでいた。そうした勤勉な官吏としての態度と、そこからみ出た諧謔精神が混在しているのが、この文の特徴的なところであり、他には見られない独特な面白さにつながっているように思われる。

たとえば、先ほど見た、「羊一猪一を以て、惡谿の潭水に投じて、以て鱷魚に與えて食らわしめ、之に告げて曰く」の箇所はどうだろう。「惡谿」の語に、鱷魚に対する韓愈の認識、凶悪な怪物としてそれを捉える見方が示されていることは既に述べた。鱷魚は彼にとって、祭るべき霊的存在でありつつも、結局は駆除すべき怪物なのであって、そうした鱷魚の位置づけの複雑さが、ここではある種の矛盾を孕んだ行為として表面化している。鱷魚をいったん祭祀対象として扱い、供物の犠牲を準備しながら、それを惡谿の水面にそのまま投げ入れて食わせるのであり、故意にぞんざいな態度を取っているかのような書きぶりになっているのである。通常の祝文であれば、祭祀対象に犠牲を投げ与えることはまずないし、「與えて食らわしむ」というような直接的な表現が採られることもない。ここでは、鱷魚を貶めるような行動が意図的に選択されているのだ。

韓愈は、追い払うべき対象にお供えをするという可笑しさ、もっと言えば、民を苦しめる怪物を懲

<sup>25</sup> 呪詛文や驅讎文は霊的存在に訴えかけるという点では、祝文と同じであり、たとえば『文心雕龍』(詹鍇『文心雕龍義證』、上海古籍出版社、一九八二)祝盟は祝文の歴史を語るなかで、「譴咒」の文(譴責し呪詛する文)や「毆疫」(疫鬼を祓うこと)の風習に言及している。

なお呪詛文については、澤田瑞穂「呪詛史」(『修訂中国の呪法』、平河出版社、二〇〇五)、呉承学・劉湘蘭「祝禱類文体」(『古典文学知識』二〇〇九第五期(総第一四六期))、吹野安「柳宗元「罵尸虫文」考」(『國學院雜誌』第八九卷第四号、一九八八)など参照。

また悪鬼を祓う儀礼や疫病治療の際に唱えられる魔除けの呪詞(禁呪)の類については、近年以下のような研究成果が蓄積されている。大形徹「二条大路木簡の呪文」(『木簡研究』第一八号、一九九六)、同「疫鬼について——顛頊氏の三子を中心にして」(『人文学論集』第一六号、一九九八)、松本浩一『中国の呪術』(大修館書店、二〇〇一)、坂出祥伸「冥界の道教的神格——「急急如律令」をめぐる」(『東洋史研究』第六二卷第一号、二〇〇三)、大形徹・坂出祥伸・頼富本宏編『道教的密教的辟邪呪物の調査・研究』(ベイング・ネット・プレス、二〇〇五)、北條勝貴「野生の論理/治病の論理——〈瘡〉治療の一呪符から」(『日本文学』第六二卷第五号、二〇一三)、伊藤美重子「敦煌資料にみえる「児郎偉」をめぐる——驅讎文・障車詞・上梁文」(『敦煌文書にみる民間文藝』、汲古書院、二〇二二、初出一九八八)、同「敦煌の「驅讎文」について」(同上、初出一九九四)など。

<sup>26</sup> 『後漢書』(中華書局、一九六五)禮儀志中(『續漢書』)、『新唐書』卷一六・禮樂志六参照。唐代の宮廷および民間における驅讎儀礼の広がりについては伊藤美重子「敦煌の「驅讎文」について」(注25)や、田仲一成『中国演劇史』(東京大学出版会、一九九八)第二章第二節「角觥戯・武戯の萌芽」参照。

らしめるために、長官がわざわざ部下を派遣して祭祀を行わせるという、自身の行為のちぐはぐさについて恐らく自覚的であり、その自覚が鱷魚への不遜な態度として、この書き出しの部分に表われ出ていると考えられる。

冒頭の短い一段について、やや迂遠な考察を重ねてきたが、それはこの段の形式と表現のなかに、「鱷魚文」全体を特徴づけている二つの志向、即ち公的な祝文としての厳肅さと、その定型を踏み越えた滑稽味<sup>27</sup>、換言すれば、官吏としての真面目な態度と、文学者としての諧謔精神という相反する二つの方向性が、既に明確なかたちで示されているように見受けられるからである。これに続く第二段については、節を改めて検討してみよう。

## 2 王と怪異——「鱷魚文」②

第二段からが、鱷魚に告げる文の本文に相当する。この段では潮州に鱷魚がいる理由をめぐって、以下のような真剣な議論が展開されている。

昔先王既有天下、列山澤、網繩擣刃、以除蟲蛇惡物爲民害者、驅而出之四海之外。及後王德薄不能遠有、則江漢之間、尚皆棄之、以與蠻夷楚越。況潮嶺海之間、去京師萬里哉。鱷魚之涵淹卵育於此、亦固其所。

(昔 先王 既に天下を有<sup>たも</sup>つや、山澤を列して(烈火で焼やして)、網繩擣刃し(網や繩、銛や刃で攻撃し)、以て蟲蛇惡物の民の害を爲す者を除き、驅りて之を四海の外に出だす。後王 徳薄くして遠く有つ能わざるに及びて、則ち江・漢(長江と漢水)の間すら、尚お皆之を棄て、以て蠻夷楚越に與う。況んや潮(潮州)は嶺・海(五嶺と南海)の間にして、京師を去ること萬里なるをや。鱷魚の此に涵淹(水中に潜む)卵育すること、亦た固<sup>まこと</sup>に其れ所なり。)

韓愈は、鱷魚が盛んに繁殖することになった現在に至るまでの経緯を、王と「蟲蛇惡物」の関係性を軸に解き明かそうとする。古の先王は「蟲蛇惡物」を国の外にまで駆逐したが<sup>28</sup>、それに反して後の王には徳がなく、都から遠く離れた地域は見捨てられ、辺境の潮州は鱷魚が棲む土地となった、と説くのである。

「惡物」は先にも触れたように、人に害を及ぼす怪物をいう<sup>29</sup>。ここでは王権と怪物が対立関係にあるとともに、影響を及ぼし合う関係にあり、国家の中心にいる帝王の徳が弱体化したのために、周縁の地で怪物が跋扈することになった、というのである。地方における怪異の問題は、地方祠祀の問題(淫祀の蔓延をめぐる問題)がそうであるように、往々にして王権の問題、つまり王の徳治がどこまで浸透しているのかという問題と結びつく。朝廷に仕える官吏であり、また実際に地方行政を担う長官であった韓愈は、「惡物」たる鱷魚の悪行を、天下国家に関わる大事として捉え、そこに王権の伸

<sup>27</sup> 韓愈の文学に、規範からの逸脱という特徴が見られることについては、川合康三「韓愈の文学様式探求の試み——「画記」分析」(『終南山の変容——中唐文学論集』、研文出版、一九九九、初出一九八八)参照。

<sup>28</sup> 韓愈は「原道」(『韓愈文集彙校箋注』巻一)においても、「古之時人之害多矣。有聖人者立、……驅其蟲蛇禽獸而處之中土」と説き、古の聖人が「蟲蛇禽獸」を駆逐したことを称えている。なお「鱷魚文」および「原道」のこうした言説は、『孟子』滕文公上(『十三經注疏』所収『孟子注疏』、浙江古籍出版社、一九九八)に見える、舜が益に命じて山沢に火を付けさせ、禽獸を追い払ったという伝承(「舜使益掌火、益烈山澤而焚之、禽獸逃匿」)を踏まえたもの。

<sup>29</sup> たとえば韓愈「射訓狐」詩(『韓昌黎詩繫年集釋』巻二、貞元二十一年)では、「百怪」を生み出し「鬼」「妖」を扇動する怪鳥・訓狐(コノハズク)に対してこの語を用い、「我念乾坤徳泰大、卵此惡物常勤劬」と詠う。また「月蝕詩效玉川子作」詩(同巻七、元和五年)では、「忍令月被惡物食、枉於女口插齒牙」といい、月を喰らう蝦蟇の精を「惡物」と称している。

長の跡を読み取ろうとしたのであった。

一方、ここでそれと同時に、注意が必要だと思われるのは、問題の本質的な原因がどこにあるのかはさておき、実際に辺地の怪物に対処し、問題の解決を図らねばならないのは、王その人ではなく、王権の代行者たる地方官であるということである。韓愈が大上段に構えて説いた〈「京師」の王と辺地の怪異〉の対立の問題は、官僚制の整備された唐代の現実的な状況にあつては〈地方官と怪異〉の問題として浮上してくるものであった。州県の長官が任地の祠廟を駆け回り、多くの祝文を奉じていることから理解されるように、唐代では王権を担う存在として、地方官が土着の神や、民を苦しめる怪物に対峙し、その問題に積極的に関与するようになっていく。

そうした〈地方官と怪異〉の対立の構図が、前面に押し出されているのが、次節に見る「鱷魚文」の第三段である。「京師」を遠く離れた周縁の地、王権の微弱化した辺地において、刺史・韓愈は鱷魚にいかなる態度で臨んだのか、以下に検討してみよう。

### 3 勇敢な地方官の肖像——「鱷魚文」③

第三段の原文は、次のようなものである。

今天子嗣唐位、神聖慈武、四海之外、六合之内、皆撫而有之。況禹跡所揜、揚州之近地、刺史縣令之所治、出貢賦以供天地宗廟百神之祀之壤者哉。鱷魚其不可與刺史雜處此土也。刺史受天子命、守此土、治此民。而鱷魚睥然不安谿潭、據食民畜熊豕鹿麋、以肥其身、以種其子孫、與刺史亢拒爭爲長雄。刺史雖驚弱、亦安肯爲鱷魚低首下心、怵怵睨睨、爲民吏羞、以偷活於此邪。且承天子命、以來爲吏、固其勢不得不與鱷魚辯。鱷魚有知、其聽刺史。

(今 天子 唐の位を嗣ぎ、神聖慈武、四海の外、六合の内、皆撫して之を有つ。況んや禹跡の揜<sup>おお</sup>う所、揚州〈揚州のこと。古の九州の一つ〉の近地、刺史・縣令の治むる所、貢賦を出だして以て天地・宗廟・百神の祀に供するの壤なる者をや。鱷魚は其れ刺史と此の土に雜處すべからず。刺史は天子の命を受け、此の土を守り、此の民を治む。而して鱷魚は睥然〈目が大きく飛び出たさま〉として谿潭に安んぜず、據りて民畜・熊・豕・鹿・麋を食らい、以て其の身を肥やし、以て其の子孫を種〈繁殖〉し、刺史と亢拒〈抵抗して拒む〉して長雄<sup>た</sup>爲らんことを争う。刺史は驚弱なりと雖も、亦た安くんぞ肯えて鱷魚の爲に首を低れ心を下し、怵怵睨睨〈びくびくきよろきよろとするさま〉として、民吏の羞を爲し〈民や役人に対して恥ずかしい思いをして〉、以て活くるを此こに偷<sup>ぬす</sup>まんや。且つ天子の命を承け、以て來りて吏と爲れば、固より其の勢 鱷魚と辯ぜざるを得ず。

鱷魚知ること有らば〈知性があるならば〉、其れ刺史を聽け。)

先ほどの第二段では、文全体の前置きとして総論的な事柄が説かれていたが、第三段では現在の具体的な状況に焦点が当てられ、刺史韓愈が潮州の鱷魚を糾弾する文章になっている。以下、順を追ってその内容を検討していこう。

まず現在の皇帝(憲宗)の大いなる徳が、これまでと異なって世界全体に及んでおり、潮州もその恩寵に浴していることが述べられる。「禹跡の揜う所、揚州の近地」云々は暗に潮州のことをいい(潮州は古の揚州に属する)、そこが刺史・県令によって治められ、「天地・宗廟・百神の祀」に租税を提供している土地である、と韓愈は語る。

ここにいう「天地・宗廟・百神の祀」とは、朝廷が執り行う正式な祭祀を指し<sup>30</sup>、王権の正統性を

<sup>30</sup>『漢書』(中華書局、一九六二)卷二四上・食貨志四上に、古代における税の用途について「税給郊社・宗廟・百神之祀、天子奉養・百官祿食・庶事之費」と述べられており、韓愈の表現は恐らくこれを踏まえる。なお、韓愈が京兆尹のときに書いた祝文「祭竹林神文」にも「國家之禮天地・百祀神祇、不失其常」とあり、國家が

象徴する国家規模の儀礼を意味する文言である。韓愈がこうした文言を持ち出したのは、刺史・県令が派遣された土地は、租税を提供することで、天子が主導する正統な祭祀体系のなかに組み込まれていなければならない、という認識によるだろう。潮州は刺史が治める以上、朝廷が取り仕切る公的な祭祀の枠組みに帰属すべき圏域なのである。

ところがそれにもかかわらず、鱷魚が我がもの顔に振る舞い、刺史と「雑處」するというのが潮州の現状であった。民の家畜を食い荒らす鱷魚は、朝廷が統べる祭祀圏を乱し、王権の正統性を揺るがしかねない神怪であり、〈淫祀〉で祭られる邪神にも等しい存在である。したがって、「天子の命」を受けてこの地に来た刺史は、鱷魚と戦い、それを追い出さねばならない。韓愈はこうした論理を展開し、鱷魚との対決姿勢を鮮明に打ち出していくのである。

「刺史」と「鱷魚」の語（傍線部）が再三に渡って使用されていることから明らかなように、この段は徹頭徹尾、〈地方官と怪物〉の対立を描くことに主眼が置かれている。先述したように、神霊・怪異を相手取った檄文は、六朝期に既に幾つかの先例があるのだが（注7・8参照）、「鱷魚文」ではそれらの先行作品と違い、あくまでも一地方官として怪異と対峙する姿勢が取られている。その意味では、本作は六朝期の檄文よりも、地方官が土地の神に向けて書いた、唐代の祝文に近似していると言てよいだろう。

たとえば、「刺史は天子の命を受け、此の土を守り、此の民を治む」の箇所。これを、白居易が杭州刺史のときに草した祝文「祭浙江文」（『白居易文集校注』卷三）の、「居易、祇奉璽書、興利除害、守土守水、職與神同（居易、<sup>つし</sup>みて璽書を奉じ、利を興し害を除き、土を守り水を守り、職は神と同じ）」という文句と比べてみた場合、どうだろう。白居易は璽書を奉じる自分の職分を、神と同じだと断じ、洪水の被害を鎮めるよう浙江神に強く訴えかけるのだが、「鱷魚文」にもこれと同様の意識や態度を見て取ることができよう。白居易がそうであったように、韓愈には天子の命を承けた自分こそが潮州を司る主人であるという強い自負があり、土着の神霊や怪異がどれほど恐ろしい存在であっても、朝廷の權威を背負う者である以上、決してそれに膝を屈するわけにはいかないという対抗意識のようなものがあつた。官吏としてのそうした公的な感情が、集中的に表れ出たのが、この第三段であつたと一応考えられよう。

「鱷魚文」には、白居易らの祝文に見られた、〈地方官と神霊〉の緊張関係に通じる問題意識が明確に示されており、韓愈は朝廷に仕える官吏として、また「神聖慈武」なる天子の徳を浸透させる役割を担う者として、極めて切実な態度で本作を綴っているように見える。それゆえに本作は、後世、儒官としての韓愈の真骨頂を伝える作品とみなされ、新舊『唐書』にそのまま収録されることにもなったわけである。

しかし、この一段においてより重要なのは、韓愈が「天子」や「天地・宗廟・百神の祀」といった文言まで持ち出し、極めて真剣な態度を取っているように見えながら、その筆が大きく諧謔の方に傾いていることである。前の第二段では、王と「蟲蛇惡物」の関係性が問われ、天下国家に関わる公的な議論がなされていた。続くこの第三段でも、それを引き継ぐかたちを取ってはいるが、文が進むにつれて、徐々に滑稽味が増していく展開になっている。

その傾向は、この段の後半部分に見える、「鱷魚は睥然として谿潭に安んぜず、……刺史と亢拒して長雄爲らんことを争う」の文あたりから、はっきりと窺えるようになっていく。そこでは、鱷魚の見た目の恐ろしさと暴虐ぶりに言及しつつ、それが刺史に「亢拒」（抵抗）するものであり、どちらが「長

---

天地と百神の常祀を正しく行なっていることが、竹林神に対して説かれている。

雄」(首領、親分)であるかを競い合う存在であると説かれる。ただ鱷魚の凶悪性や暴力性を言うのみならず、それが自らの意志を持って争いを仕掛けてくる、好戦的な敵であるかのように捉えられているのだ。

韓愈のユーモラスな筆致によって、鱷魚は、刺史に挑戦状をたたきつけてくる血気盛んな敵に造型されているわけだが、この段では、鱷魚に挑発された刺史についても、実に精彩に富む描写がなされている。次に続く、「刺史は驚弱なりと雖も、亦た安くんぞ肯えて鱷魚の爲に首を低れ心を下し、忸怩睨睨として、民吏の差を爲し、以て活くるを此ここに偷まんや」の文がそれである。

そこでは刺史たる韓愈自身が登場し、鱷魚と正面から対峙する。そもそも第三段において、韓愈は自らを六回も「刺史」として登場させているのだが、この箇所「刺史」は、とりわけ印象的な姿を呈している。「驚弱」(愚鈍で弱々しい)でありながら、ただ恐怖に怯えて過ごすことを良しとせず、敢然と鱷魚に立ち向かおうとする「刺史」——怪物相手に一步も引かない勇敢な地方官として、自己が描き出されているのである。神霊・怪異に対して書かれた六朝期の檄文のなかには、梁・呉均の作や仏僧の作など、一部、遊戯的性格を備えたものがあることが指摘されているが<sup>31</sup>、それらの檄文は対象を一方向的に指弾することに重点が置かれ、作者自身が文中に顔を出すことは基本的にない。他方、「鱷魚文」ではそれらの先行作品と一線を画し、指弾する相手と直接対決する者として、刺史＝韓愈自身の姿を描くのである。

そして、ここで更に注目されるのは、韓愈の戯謔の筆が、文中に写し取られた自分自身に対しても及んでいることである。この文では、「刺史」はいったん「驚弱」な存在として捉えられ、その上で、「首」を垂れて「心」をへりくだらせることを拒み、「忸怩睨睨」(びくびくきよろきよろ)たる態度を取らず、周囲の「民吏」に嘲笑されない生き方を選ぶことが主張されるのだが、それは獐猛な鱷魚に対する、自らの懦弱さや恐怖心を前提とした決意表明に他ならない。この「刺史」は、鱷魚に震え上がる自分自身の弱さを自覚した上で、それを乗り越えようとするのであって、初めから恐怖に無縁な存在としては捉えられていないのである。先に見た「瀧吏」詩にも、「鱷魚は船よりも大きく、牙眼儂を怖殺す」とあったように、韓愈は己の恐怖心に自覚的であり、それを包み隠さずに表現することで諧謔の具に変えようとするのだ。

結局のところ、第三段の後半では、鱷魚そのものよりも、弱々しい「刺史」が恐怖を克服する姿を描くことに力点が移っているように見受けられる。それは先の文に続く、「且つ天子の命を承け、以て來りて吏と爲れば、固より其の勢 鱷魚と辯ぜざるを得ず」において、いっそう顕著である。そこでは天子の威光を背に、必死に自らを鼓舞し、鱷魚と雌雄を決せんとする覚悟が、声高に唱えられている。鱷魚が「長雄」を争う戦いを仕掛けてきたのを承けて、自らを奮い立たせた韓愈は、今度は自分から鱷魚に向かって戦いを挑み、進んで争いに身を投じようとするのである。

このあたりのくだりには、あたかも生身の韓愈自身が、実際に鱷魚の眼前にいるかのような緊迫感があるのだが、ここに説かれているのは、あくまでも韓愈の想像上の自己＝「刺史」であることを忘れ

<sup>31</sup> 梁・呉均の作とその遊戯生については、福井の論考(注7)参照。仏僧の作(『弘明集』所収)については、注8参照。仏僧の作の遊戯性については、つとに『弘明集研究』巻下(訳注篇下)(中世思想史研究班・弘明集研究班研究報告、京都大学人文科学研究所、一九七五)において、「弘明集にのせるものは、某僧に仮託した一種の戯文と称すべきもので、おそらくは僧祐以後に増添されたものであろう」(七四八頁)と指摘されている。その一例を挙げれば、釋寶林「破魔露布文」には随処に戯れの跡が見られ、その末尾には「余以講業之暇、聊復永日、寓言假事、庶明大道。冀好迷之流、不遠而復」とあり、余暇の際に仏教を宣揚する目的で作った寓言の文であることが説かれている。

てはならないだろう。韓愈は、鱷魚に相對した自分を想像し、怪物への恐怖、官吏としての矜持、胸中にわき起こる勇氣などの感情を、すべて俯瞰して捉え、それを勇敢な地方官の肖像として文のなかに造りあげたのであった。ただ鱷魚を祭り、追い払うだけなら、このようなかたちで自己に言及する必要は、全くないと言ってよいだろう。暴虐の限りを尽くす恐ろしい怪物と、辺境の地で向き合わざるを得ない「刺史」としての自己——その卑小さや恐怖心を相対的に眺めて、作品内に戯画化したのが、この第三段ではなかっただろうか<sup>32</sup>。ここに、儒官としての主義主張を超えた文学的な描写のあり方を、認めることができるように思われる。

韓愈のそうした文学的なたくらみ、怪異と対峙する刺史（自己）に焦点をあてた戯譚のあり方は、表向きは公的な祝文の形式を偽装し（第一段）、構造上は〈王権と怪異〉〈地方官と怪異〉の対立を前提にすることで（第二・三段）、はじめて成立しえたものでもあった。その意味で「鱷魚文」は、まさに祝文のパロディと呼ぶのに相応しい作品であったと考えられる。

#### 4 鱷魚との戯れ——「鱷魚文」④

では次に、「鱷魚文」の最後の部分に当る第四段を見てみよう。この段では前段の終わりに「鱷魚知ること有らば、其れ刺史を聴け」とあるのを承け、鱷魚への退去勧告がなされている。

潮之州、大海在其南。鯨鵬之大、蝦蟹之細、無不容歸以生以食。鱷魚朝發而夕至也。今與鱷魚約、盡三日、其率醜類、南徙于海、以避天子之命吏。三日不能、至五日。五日不能、至七日。七日不能、是終不肯徙也、是不有刺史聽從其言也。不然、則是鱷魚冥頑不靈、刺史雖有言、不聞不知也。夫傲天子之命吏、不聽其言、不徙以避之、與冥頑不靈爲民物害者、皆可殺。刺史則選材技吏民、操彊弓毒矢、以與鱷魚從事、必盡殺乃止。其無悔。

（潮の州は、大海 其の南に在り。鯨・鵬の大なるも、蝦・蟹の細なるも、歸するを容れ以て生かし以て食らわせざること無し。鱷魚は朝に發すれば夕べに至らん。今 鱷魚と約す、三日を盡くして、其れ醜類（同類）を率いて、南のかた海に徙り、以て天子の命吏を避けよ。三日にして能わざれば、五日に至るまでとす。五日にして能わざれば、七日に至るまでとす。七日にして能わざれば、是れ終に徙るを肯んぜざるなり、是れ刺史有りて其の言に聽從せざるなり。然らざれば、則ち是れ鱷魚の冥頑不靈にして、刺史 言有ると雖も、聞かず知らざるなり。夫れ天子の命吏に傲りて、其の言を聽かず、徙りて以て之を避けざると、冥頑不靈にして民物の害を爲す者とは、皆な殺すべし。刺史は則ち材技の吏民を選び、彊弓毒矢を操り、以て鱷魚と從事し、必ず盡く殺して乃ち止まん。其れ悔ゆること無かれ。）

韓愈は鱷魚に通告する——潮州の南には大海があり、どんなものでも受け入れてくれる。三日以内に仲間を引き連れて海へと向かい、天子の命を受けた官吏のもとから去れ。三日でだめなら五日まで。五日でもだめなら七日までだ。七日でもだめなら、移動するのを承服せず、刺史の言葉に従わなかったということになる。もしそうでないとすれば、おまえたち鱷魚は頑迷で知性などなく、そもそも刺史の言葉を理解できない連中だということになる。天子の命を受けた官吏をあなどり、その発言を無視す

<sup>32</sup> 川合康三「韓愈と白居易——対立と融和」（『終南山の変容——中唐文学論集』所収、初出一九九〇）は、「贈侯喜」「落齒」「瀧吏」などの詩歌を挙げつつ、韓愈の文学の特徴として自己の戯画化があり、それが自らの不幸を慰撫する作用を果たしていることを指摘する。また好川聡（注21）は、韓愈の詩における蛮夷描写のあり方を考察するなかで、「初南食、貽元十八協律」詩や「答柳柳州食蝦蟆」詩など、潮州期の詩作に着目し、それらのなかに潮州の文化を嫌々ながらも受け入れている自分を、第三者的視点から描き出す滑稽な面白さがあり、陽山期からの変化が認められると論じる。

るものと、頑迷で民の物に害を及ぼすものとは、どちらも殺さねばならない。刺史は腕の立つ役人と民を選び、強い弓と毒の矢を持たせて、鱷魚と事を構え、お前たちを殺し尽くすまで止めるつもりはない。決して後悔することのないように。

先ほどの第三段では、半ば韓愈自身の決意表明といったかたちで文が綴られていたが、この段では強い口調で鱷魚を攻撃する言葉が続けられている。実に威嚇的で檄文らしい文章であり、これを最後に置くことで、鱷魚の駆逐という、この文本来の目的を達成せんとするのである。

さて、鱷魚を責め立てて自己の要求に従わせようとする、この一段には、祝文系作品によく見られる定型的な発想や表現が取り込まれている。以下、そのことを確認しながら、この段の特徴について考えてみよう。

先ず目を引くのは、甘言と威嚇を交えながら、鱷魚と取り引き交渉を試みようとしていることである。韓愈はいきなり鱷魚の殲滅を唱えようとはせず、初めは甘言をもって鱷魚に臨む。退避先として南の海を指し示し、そこに行けば海の主に受け入れられ、安らかに過ごせるだろうと説く。実質的にはここで退去を命じているわけだが、相手にも利があるかのような情報を提供し、自らの意志で立ち去るよう誘導するのだ。その後、こちらの要求が無視され、交渉が決裂した場合には、実力行使に訴えるぞ、と脅しをかけるわけである。こうした甘言と威嚇を併用した交渉は、古くから祝文のなかに見られるものであり<sup>33</sup>、神にこちらの願いを届ける際の常套手段となっている。韓愈もその型を踏まえて布告文を作成しているものとみなされよう。

もう一つ、明らかに祝文の定型を援用していると考えられるのが、「三日」「五日」などの日数を示し、その期限内に退去するよう威嚇するくだりである。その種の表現は、唐代の祝文に多く見られ、たとえば以下のような例がある<sup>34</sup>。

若三日之内、一雨霽霽、是龍之靈、亦人之幸。禮無不報、神其聽之。急急如律令。

(若し三日の内に、一雨 霽霽たれば、是れ龍の靈にして、亦た人の幸いなり。禮として報いざるは無し、神 其れ之を聽け。急急なること律令の如くせよ。)

白居易「祭龍文」(『白居易文集校注』卷三)

克三日、雨我田疇、其有以報。

(三日を克して(期限として)、我が田疇に雨ふらせれば、其れ以て報ゆること有らん。)

元稹「祈雨九龍神文」(『元稹集校注』卷五九)

何れの例も、地方官が土地の廟神に祈祷した際の祝文である(白居易の例は杭州刺史、元稹の例は同州刺史のときのもの)。日数を設定した上での祈祷は、祭神に具体的な期限を示して、早く靈驗を下すよう急かすためであるが、そこには祭主たる官吏の側の現実的な都合もあり、祈祷に効果がなければ早々に見切りをつけて、次の祠廟に移らなければならないという事情が彼らにはあった<sup>35</sup>。祈祷への反

<sup>33</sup> 吹野安『中國古代文學發想論』(笠間書院、一九八六)参照。唐代の例を一つ挙げれば、白居易の祝文「禱仇王神文」(『白居易文集校注』卷三)に「若一昔之後、神其有知、即能輝靈申威、服猛禁暴、是人之福幸、亦神之昭昭。若人告不聞、獸害不去、是無神也、人何望哉」とあり、仮定法(交換条件法)を用いた取り引き交渉がなされている。

<sup>34</sup> ここに挙げたのは祝文の例の一部だが、檄文のなかにも同様の例があり、盛唐・樊鑄「檄曲江水伯文」は洪水を起こした水伯を激しく威嚇した後に、「僕亦宜念五六日至於旬時」と説き、五六日から十日の期間のうちに態度を改めるよう要求している。

<sup>35</sup> 『大唐開元禮』卷三・序例下・祈禱に、「凡京都、孟夏已後旱、則祈嶽鎮海瀆及諸山川能興雲雨者、於北郊望而告之。又祈社稷、又祈宗廟、每七日皆一祈、不雨、還從嶽瀆如初」、「凡霖雨不已、祭京城諸門。門別三日、每日一祭、不止、乃祈山川嶽鎮海瀆、三日不止、祈社稷宗廟」とあり、七日もしくは三日ごとに祭祀対象を変えることが規定されている。また唐代の地方官が、祈雨や祈晴の祭祀にあたって、複数の祠廟を次々に参詣して

応がないのに、いつまでも一つの祠廟に固執しているわけにはいかないのである。

「鱷魚文」に見える、日数を区切った退去命令も、当時における実際の祭祀のあり方や、祝文の定型を意識していたものと想像されるのだが、その一方、ここで看過し得ないのは、韓愈の表現が、単に定型を襲用するだけに留まっていないことである。初めに「三日」の期限を提示した後、それでもだめなら「五日」待つ、それでもだめなら更に「七日」まで待つ、それでもだめなら……、というように、期限を何度も設定し直すことで、まるで鱷魚との駆け引きを楽しむかのような滑稽味が生まれているのである。

期限を再提示するという発想は、従来の祝文のなかには、勿論見られないものである。祝文による神との交流は、甘言や威嚇という駆け引きの要素はあるものの、あくまでも偽りのないかたちで誠意を込めて行うのが大前提だからである。ここにも、祝文の定型をあえて踏みはずそうとする、韓愈の遊び心を看取することができるだろう。

鱷魚との駆け引きを楽しむ態度は、翻って言えば、第三段後半の「鱷魚は……刺史と亢拒して長雄爲らんことを争う」「刺史は驚弱なりと雖も、……以て活くるを此に偷まんや」「固より其の勢 鱷魚と辯ぜざるを得ず」の箇所にも、明確に窺えよう。これらの文に、自らの卑小さや恐怖心に焦点を当てた諧謔精神が窺えることは既に述べたが、自己を外から眺めるそうした眼差しは、懦弱な「刺史」に、鱷魚との大立ち回りを真剣に演じるポーズを取らせているようにも見える。「刺史」は、恐ろしい怪物を前にして大仰な態度で意気込み、ある種、演技がかった振る舞いを見せるのであって、そこに韓愈の遊戯的な筆遣いの跡を認めることができるのではないか。

ところで、退治すべき「悪物」である鱷魚との争いを、一種の戯れとして真剣に演じて楽しむ態度——これは別の見方をすれば、悪鬼を追い払う驅讎儀礼のパロディを志向したものであったとも目される。先述したように、悪鬼を遠方に駆逐すること、それ自体は、鬼遣らいの習俗として古来あったものである。南海への鱷魚の駆逐を唱えるこの段も、鬼遣らいの祭事で読誦される驅讎文のごとき性格を備えているわけだが<sup>36</sup>、韓愈は自らの文学のなかに、その種の儀礼を好んで取り込み、しばしばそれを諧謔の具に転じている<sup>37</sup>。

その最たる例が、彼の代表作の一つ「送窮文」（『韓愈文集彙校箋注』巻二六、元和六年）である。正月晦日に窮鬼、つまり貧乏神を祓う習俗を題材とした「送窮文」が、ユーモアあふれる俳諧の文であることは周知の通りだが、この文こそ、駆逐すべき対象に戯れかける韓愈の態度が、色濃く示された作品と言ってよいだろう。以下に、その冒頭部分の一節を引いてみよう。柳を編んだ車と、草で作った船を窮鬼のために準備し、そこにお供え物を積み込んで<sup>38</sup>、ただちに出て行くよう通告するくだりで

---

いることについては、前稿（注12）参照。

<sup>36</sup> 参考までに、比較的古層に属すると思われる驅讎文の例を、二つ挙げておく。『後漢書』禮儀志中に「甲作食殞、腩胃食虎……凡使十二神追惡凶、赫女軀、拉女幹、節解女肉、抽女肺腸。女不急去、後者爲糧」とあり、後漢・木簡呪符（江蘇省高郵鯨郡家溝漢墓出土。録文は坂出の論考〈注25〉による）に「乙巳日、死者鬼名爲天光、天帝神師已知汝名、疾去三千里、汝不即去、南山給口令來食汝。急如律令」とある。悪鬼（疫鬼）を威嚇しながら、ただちに遠方に駆逐しようとするこれらの呪詞は、遙か南海の彼方に鱷魚を追い払おうとする「鱷魚文」の遠い先蹤に当るものと言えよう。なお、唐代の敦煌文書にも、同じ発想に基づく驅讎文が見えることについては、伊藤美重子「敦煌の「驅讎文」について」（注25）参照。

<sup>37</sup> 韓愈には、以下に引く「送窮文」のほかにも、瘡鬼（瘡の病を引き起こす悪鬼）を祓うことを詠った詩「謹瘡鬼」（『韓昌黎詩繫年集釋』巻三、永貞元年）や、祈雨の祭祀に応じない風伯を弾劾する檄文「訟風伯」（『韓愈文集彙校箋注』巻二、貞元十九年）などがある（ただし「訟風伯」には諧謔とともに憤激の色が強い）。なお柳宗元にも「乞巧文」「罵尸蟲文」（『柳宗元集校注』巻一八）など、俗間の祭祀儀礼を題材とした諧謔的な文がある。

<sup>38</sup> 「送窮文」の書き出し部分に、「元和六年正月乙丑晦、主人使奴星結柳作車、縛草爲船。載糗輿糧、牛繫軛下、

ある。

日吉時良、利行四方。子飯一盂、子啜一觴。攜朋挈儔、去故就新。駕塵曠風、與電爭先。子無底滯之尤、我有資送之恩。子等有意於行乎。

(日吉にして時良なれば、四方に行くに利あらん。子 一盂を飯し、子 一觴を啜<sup>すす</sup>れ。朋を攜え儔を挈<sup>さ</sup>げ、故を去り新に就け。塵に駕し風に曠<sup>は</sup>り(帆をはらませ)、電と先を争え。子 底滯の尤<sup>とが</sup>(滞留し続ける罪)無かれ、我 資送の恩有り。子等 行くに意有りや。)

甘言と威嚇を交えながら、次々と言葉を紡いで窮鬼の気を引こうとする、この一節のなかに、韓愈特有の諧謔精神を読み取ることは決して難しくないだろう。日柄の良さ、お供え物の恩などを懇々と説き、一刻も早く自分のもとから立ち去らせようとする語り口は、それが真剣であるがゆえに、かえって鬼遣らいの儀式的仰々しさを、滑稽なものへと変えてしまう。

鱷魚を駆逐する退去勧告も、根本的にはこの「送窮文」と同じ趣向のものであり、韓愈は祭事として追い払う体裁を取りつつも、その実、怪物や悪鬼に戯れかけ、その駆け引きを楽しむかのような心性を持ち合わせていたと考えられる。

「鱷魚文」のこの第四段は、鱷魚への殺害予告で締めくくられており、治下の安寧を乱す怪物への憤りを、刺史として強く表明したかたちになっている。そうした刺史としての真摯な思いは、儀礼の体裁や、公的な祝文の形式を借りることで、文章に堂々たる調子を生むことにつながっているわけだが、一方でそのヴェールの奥に、そうした型を自在に操ろうとする韓愈の遊び心があったことを見落としてはならないだろう。第一節の考察でも述べたように、官吏としての型どおりの真剣さと、そこから外れた諧謔とが、渾然一体となっているのが、「鱷魚文」の大きな特徴なのである。それは先ほど指摘した、期限を延長していく語り口以外にも、南海の住みよさを丁寧にかき口説いた、「鯨・鵬の大なるも、蝦・蟹の細なるも、歸するを容れ以て生かし以て食らわせざること無し」のくんだりや<sup>39</sup>、武器(「彊弓毒矢」)を持ち出して大げさに威嚇する箇所など<sup>40</sup>、表現の端々に見え隠れしているように思われる。

## 5 魑魅の隣人

では、韓愈のそうした遊び心、追い払うべき対象に戯れかけるかのような心の余裕は、どこからもたらされたものだったのだろうか。「鱷魚文」の諧謔性を根幹から支えていたものは、そもそも何だったのだろうか。最後にこの問題について私見を述べてみたい。

「鱷魚文」に即して言えば、それは潮州に貶謫された自己を、辺地の怪物と同列に位置づける発想に負うところが大きかったのではないか。第三段において、刺史と鱷魚は、どちらが「長雄」なのかを競い、優劣を「辯」ずべき関係にあるかのように説かれていた。鱷魚を自分の競争相手とみなすということは、自分を鱷魚と同じ地平にあるものとして捉えることを意味する。両者は対等の関係にあ

---

引帆上檣、三揖窮鬼而告之曰」とある。この書き出し部分からわかるように、この文も、祝文の体裁を取った檄文(布告文)の一つとみなされる。

<sup>39</sup> なお「瀧吏」詩には、潮州に流された韓愈を瀧吏が慰めることばとして「聖人於天下、於物無不容。比聞此州囚、亦有生還儂」という句があり、天子が、罪人である韓愈を含むあらゆるものを受け入れるであろうことが説かれている。南海が鱷魚を含むあらゆるものを包容することを説いた、「鱷魚文」の「無不容歸以生以食」と類似する発想が示されており、これらを通して、窮地に追いやられたもの(自己と鱷魚)に対する憐れみや慰めの情を、またその状況を俯瞰して捉えて戯れかける態度を読み取ることができよう。

<sup>40</sup> 武器を用いた威嚇は、魔除けや鬼遣らいの儀式によく見られるものであり、鬼神を弾劾する檄文における常套表現ともなっている。『左傳』昭公四年に「其出之也、桃弧棘矢、以除其災」とあり、攘災の儀礼として弓矢が用いられたことが記されている。また釋竺道爽「檄太山文」に太山神を威嚇して「曜戈明劍、擬則摧山」という。

るからこそ、土地の主導権をめぐって争いが生じるのだ。第三節で挙げた白居易の祝文「祭浙江文」には「職は神と同じ」とあり、刺史である自分が、大江の神である浙江神と同格な存在として位置づけられていた。それに対して韓愈は、神霊ではなく怪物を自己の競争相手に選び、それを刺史の権威を脅かす好敵手のごとき存在として描いてみせたのであった。

常識的に考えた場合、刺史と鱷魚が対等な関係にあることはあり得ないのだが、その両者の間に敢えて同質性を見いだしたところに、韓愈の自己認識の特異性があるように思われる。勿論、これまで述べてきたように、ここには韓愈一流の諧謔精神があるわけだが、その諧謔の根底にあったのは、辺地に追いやられた自分を、当地の怪物とひとしなみに見る自意識ではなかったか。

韓愈の潮州時代の詩文には、その種の自己認識を語ったものが散見される。たとえば、第一節でも引いた、「潮州刺史謝上表」には以下のようにある。

臣少多病、年纔五十、髮白齒落、理不久長。……單立一身、朝無親黨、居蠻夷之地、與魍魎爲羣。苟非陛下哀而念之、誰肯爲臣言者。

(臣<sup>わか</sup>少くして病多く、年<sup>わず</sup>纔かに五十にして、髮白く齒落ち、理として久長ならざらん。……單立一身、朝に親黨無く、蠻夷の地に居りて、魍魎と羣を爲す。苟くも陛下の哀れみて之を念うに非ざれば、誰か肯えて臣の爲に言う者あらん。)

この文は、「論佛骨表」を奉った罪を問われ、潮州に貶謫された韓愈が、着任後、直ちに憲宗に上表したもの。上の引用は、辺地の環境の劣悪さを強調し、天子の憐れみを乞う文脈のものである。したがって、書いてあることをそのまま真に受けるのには慎重にならねばならないが、それを差し引くとしても、ここに「魍魎と羣を爲す」とあるのは、当時の韓愈の自意識を知る上で、一つの手がかりとはなるだろう。潮州にいる自分は、「魍魎」、化け物の仲間になっていると説かれているのである。

また、同じく潮州流謫期に書かれた詩、「初南食、貽元十八協律」(『韓昌黎詩繫年集釋』卷一一、元和十四年)にも、これに似た自己認識が示されている。この詩は、南方の珍奇な海産物を食した経験を面白おかしく詠ったもの。その第九句から第十四句に、以下のようにある。

章舉馬甲柱 章舉(タコ)と馬甲柱(貝柱)と  
鬪以怪自呈 鬪うに怪を以てして自ら呈す  
其餘數十種 其餘 數十種  
莫不可歎驚 歎驚すべからざる莫し  
我來禦魍魎 我來たりて魍魎を<sup>ひせ</sup>禦ぎ  
自宜味南烹 自ら宜しく南烹(南方の料理)を味わうべし

数十種に及ぶ怪奇な食材を前にして韓愈は言う。わたしは「魍魎」を防ぎ止めるために潮州に来たのだから、こうしたゲテモノ料理も味わって食べねばならない、と。

ここに見える「魍魎を禦ぐ」という表現は、四凶の故事を踏まえる。『左傳』文公十八年によれば、四凶と呼ばれる悪人、渾敦・窮奇・檮杌・饕餮らを、舜が四方の辺境に追放し、「魍魎」の悪行を防がせたという<sup>41</sup>。韓愈は、悪(毒)を以て悪(毒)を制したというこの伝承を用い、おぞましい見た目をした海産物を「魍魎」に、辺地に来た自分を四凶に見立てる。つまり、罪を得て中央から追いやられた自分は悪人であり、当地の化け物をしっかり監督する必要がある、したがってどんな奇妙な食べ物も、自ら進んで受け入れねばならない(悪食によって悪を防ぎ止めねばならない)、というのである。化け物の番人を自任する態度は、先ほどの「潮州刺史謝上表」が、自己を化け物の仲間として捉えて

<sup>41</sup>『左傳』(『十三經注疏』所収『春秋左傳正義』、浙江古籍出版社、一九九八)文公十八年に「舜臣堯、賓于四門、流四凶族、渾敦・窮奇・檮杌・饕餮、投諸四裔、以禦魍魎」とある。

いたのと、本質的には同じ認識に立つものと言ってよいだろう。

「初南食、貽元十八協律」詩には、全体を通して悲哀の色は見えず、こうした自己言及は、自らの置かれた悲惨な境遇を、ことさらに茶化して笑いに変えようとしたものであったと想像される<sup>42</sup>。ただ、開き直りとも言うべき、その自虐の背後に、ある種の苦みを帯びた自己認識、即ち罪人たる己を、魑魅魍魎を防ぎ止めるための捨て石のごとき存在とみなす自己憐憫の態度を、幾分か窺うこともできるのではないだろうか。少なくとも、当時の韓愈の内面に、自分が辺地の「魑魅」の隣人であり、化け物と近い距離にあるのだとする発想があったことは確かであり、そうした諦念と自嘲の入り交じった自己規定が、潮州の「惡物」を相手取り、対等の争いを演じようとした「鱷魚文」を生み出すことになった、と考えることは許されるのではないだろうか。

更に言えば、韓愈のそうした屈折した自意識は、第三節で見た、地方官としての己の「驚弱」さへの自覚に、先ず根ざしていたように思われる。「鱷魚文」では第三段・第四段を通して、鱷魚に対峙する「刺史」の姿がクローズアップされていたが、韓愈は「刺史」を、それだけで自立した存在としては描いていない。彼を「刺史」として存立させ、権威や勇気を与えているのは、「天子」である。「天子」の語は、第三段・第四段で都合、五度に渡って使用されており、「刺史」が「天子の命」を承け、その権威を背にした存在であることが、これでもかとばかりに強調されている。「天子の命を承け、以て來りて吏と爲れば、固より其の勢 鱷魚と辯ぜざるを得ず」「以て天子の命吏を避けよ」「夫れ天子の命吏に傲りて、其の言を聽かず」——これらの発言は、天子の「命」を誉れとする、地方官の矜持の表われというよりも、むしろ天子の権威にすぎない、自らの卑小さを前提としたものではなかったか。天子の威光は、辺境の地でひとり鱷魚と向き合わねばならない「刺史」の唯一の後ろ盾であり、それを文中に何度も持ち出すのは、自己の立場の弱さを意識した必死の強がりのようにも見え、またその弱さを大げさに誤魔化するためのパフォーマンスのようにも見える。

このように考えたとき、「鱷魚文」における諧謔とは、つまるところ、地方官の不安定な立場を逆手に取った諧謔であった、と規定できるのではないだろうか。第二節で述べたように、王権の微弱化した辺境の地において、天子の徳を押し広げる役割を担うのは個々の地方官であり、しかも韓愈の場合、彼は罪人として都を追放された身であった。「鱷魚文」の根底には、朝廷を追い出され、異域に流されながらも、王権の代行者として振る舞わねばならない者特有の複雑な自意識があり、また〈朝廷と辺境〉〈王権と怪異〉の狭間にいる自らの卑小さを俯瞰的に捉える、アイロニカルな眼差しがあったのではないだろうか。そうした自己の捉え方が、天子の威光を背に、化け物との戦いを繰り広げる地方官の孤独な姿を、その弱々しさや恐怖心も含めて、生き活きと描くことにつながったと考えられる。

## 小結

本稿では前稿に引き続き、唐代の祝文系作品について考察を加えてきた。特に韓愈「鱷魚文」を取りあげてその特徴について論じ、〈地方官と怪異〉の関係性がどのように捉えられているか、また作品の形式や表現のなかに、いかなる意識や態度が表われているのか、検討してきた。

「鱷魚文」に限らず、祝文系作品を見ることで、当時の官吏が神霊・怪異とどのような関係を結んでいたのか、朝廷の代表として地方の現実にどう対処していたのかを、ある程度、窺い知ることができる。と同時に、その作品中に寄託されたものを読み解くことで、個々の文人が、朝廷を離れた周縁

<sup>42</sup> この詩の持つ滑稽味については、好川聡の論考（注21）に詳しい。

の地でどのように振る舞い、いかにして自己の存在意義を見出そうとしたのか、についても一定の示唆を得ることができる。

地方官が書いた祝文の大半は、旱魃や日照りの際に、その地の祠廟を祭ったものであり、彼らが土着の神霊と協力関係を結ぶことに努め、勤勉で誠実な官吏として振る舞おうとしていたことが分かる。しかし、その一方、彼らは地域社会で重んじられる神霊と、ときに土地の主導権をめぐる争わねばならない関係にもあった。両者のそうした緊張関係、天子の命を承けて地域を司る官吏と、その地に寄食する神霊との対立の構図は、前稿で論及したように、一部の文人の祝文のなかに明確なかたちで表われている。天子の璽書を奉じた地方官に、神を従属させようとした白居易。官として自らが築き上げた「人功」を強調し、土地に居座るだけの無能な神をなじる元稹。彼らの祝文、特に元稹のそれには、〈朝廷の権威〉と〈地方の現実〉の間で板挟みとなった者の複雑な感情を、土地の神々と功を争わねばならない地方官特有の苛立ちや葛藤を読み取ることができる。

それに対して韓愈はどうだったか。彼は刺史として公的な祝文を草する傍らで、当地の「悪物」、鱷魚を自らの競争相手として選び、それを祭って駆逐するための文章を書いた。当時における祝文の形式を下敷きにしつつ、その型を踏み越えた戯作の文を書き、鱷魚と戯れながら対等な争いを演じる自らの姿を描いたのであった。それが可能となったのは、逆説的に言えば、彼が当地の祠廟の間を駆け回る勤勉な地方官であり、祝文の定型を熟知していたからであっただろう。韓愈は、民を守るために神霊・怪異と争う地方官の真剣さ、切実さを、恐らく十分に理解しており、その重みを少しずらすことで諧謔に変えたのだ。かくして、唐代の祝文に見られる〈地方官と神霊〉の緊張関係は、韓愈によって〈非力な地方官と凶暴な怪物〉の縄張り争いとして、極めてコミカルに表現されることになった。その意味では、韓愈は自らを戯画化するとともに、両者の対立の構図そのものを俯瞰的に捉え、戯画化したと言えよう。

ただ、彼のその諧謔精神の背後には、潮州流謫期のやや複雑な自己認識があり、王権の及ばぬ辺地に流された己を、魑魅の隣人とみなす、屈折した意識が介在していた。潮州刺史・韓愈の内面には、天子の威光に寄りかかることで初めて鱷魚と戦うことのできる、己の「驚弱」さに対する自覚が先ずあったのではないか。「鱷魚文」に描かれる「刺史」の背後には、必ず天子がおり、彼は天子と鱷魚の間に挟まれながら、雄々しく振る舞おうとする。韓愈は、ただ勇敢な刺史を描こうとしていたのではなく、〈朝廷の権威〉と〈辺地の怪物〉の狭間に立たされた刺史の姿を、自虐的に描こうとしていたのであって、〈中央と周縁〉の間で宙吊りとなる自己を、冷めた目で捉える意識を、ここに看取することができるのではないだろうか。このあたりに、「鱷魚文」が持つ、最も大きな文学的価値があるように思われる。もしそのように考えることが許されるなら、韓愈がこうした自意識を持つに至った直接的な契機の一つとして、辺地の神々や怪異が、重要な役割を担っていたとみることもできるだろう。国家の中心を離れ、異域の怪物の脅威に触れることで、自己＝地方官の不安定な立場が省察され、自らを俯瞰する新たな視点が獲得されたのではなかっただろうか。

ところで、本稿では詳述することができなかったが、韓愈と同時代を生きた柳宗元にも、「鱷魚文」に類する檄文作品がある。本稿の冒頭に言及した、「逐畢方文」と「愬螭文」がそれである。この二篇は、柳宗元が永州（現湖南省）に貶謫されていたときの作であり、司馬の任にあった彼が、自身の任地に巣くう怪物を弾劾するために書いたものである。韓愈が刺史として草した「鱷魚文」と、殆ど同工異曲のものと言ってよいだろう。

だが、ともに怪異との衝突の問題を扱い、互いに通じ合う部分を持ちながら、韓愈と柳宗元とでは、作品の肌合いがやや異なる。柳宗元の二つの檄文に登場する、畢方（火を吐くとされる怪鳥の名）と螭

(龍の一種)は、民を苦しめる化け物であるだけでなく、朝廷に巣くう奸佞の徒の比喩として描かれているように読める<sup>43</sup>。柳宗元は、永州の地で遭遇した怪物の悪行を弾劾するとともに、そこに朝廷の腐敗の問題を重ね合わせ、社会的な悪を指弾する寓意を、作品内に潜ませた。彼の真意は、朝廷のあり方を痛烈に批判するところがあり、貶謫文人柳宗元の憤激が寄託された作品となっているのだ。

そうした意味では、柳宗元の檄文も純粋な布告文というより、その体裁を借りた一種のパロディ作品であったとみなされるのだが、韓愈と柳宗元とでは、そのパロディの方向性に大きな違いがある。韓愈はどちらかと言えば、怪異ではなく怪異と争う自分を、その卑小さを含めて描ききること、地方官の憂悶を一種の悲喜劇として昇華する。他方、柳宗元は、怪異の存在の影に、より大きな悪を見だし、佞臣への怒りを表出する。敢えて単純化して言えば、韓愈が対自的な諧謔に傾くのに比して、柳宗元は対他的・社会的な諷刺に傾く作品を生み出したのであった。

こうした両者の差異は、勿論それぞれの個性や、置かれていた状況によるものだろうが、ただ両者いずれの場合も、〈朝廷と辺境〉の間で引き裂かれた貶謫文人の自意識が、作品中に揺曳しているという点では共通している、とも言えようか。神霊・怪異に訴えかける体裁を取る祝文系作品が、その本来の役割を超え、一種の自己表現の媒体としても機能していく様相を、彼らの作品を通して見るができるように思われる。

その柳宗元の檄文のうち、「逐畢方文」の後半部分を引いて、小稿の結びとしたい<sup>44</sup>。

嗟爾畢方兮、胡肆其志。皇亶聰明兮、念此下地。災皇所愛兮、僂死無貳。幽形扇毒兮、陰險詭異。汝今不懲兮、衆愬咸至、皇斯震怒兮、殄絕汝類。……汝雖赤其文、隻其趾、逞工銜巧、莫救汝死。黠知亟去兮、愚乃止此。高飛兮翱翔、遠伏兮無傷。海之南兮天之裔、汝優游兮可卒歲。皇不怒兮永汝世、日之良兮今速逝。急急如律令。

(嗟 爾 畢方よ、胡ぞ其の志を 肆 にするや。皇〈天帝〉は亶に聰明にして、此の下地を念う。皇の愛する所に災いすれば、僂死せらるること貳無し。形を幽し毒を扇り、陰険にして詭異なり。汝 今 懲りざれば、衆愬 咸至らん、皇は斯く震い怒り、汝が類を殄絶せん。……汝 其の文を赤くし、其の趾を隻つにして、工を逞しくし巧を銜うと雖も、汝の死を救う莫し。黠〈賢いもの〉は亟やかに去るを知り、愚は乃ち此に止まる。高く飛びて翱翔し、遠く伏せば傷むこと無からん。海の南 天の裔に、汝 優游して歳を卒うべし。皇は怒らずして汝が世を永くせん、日の良きに今速やかに逝け。急急なること律令の如くせよ。)

畢方に取り引き交渉をもちかけて、海の南、天の果てまで飛び立たせようとする、最後の箇所など、韓愈「鱷魚文」に通じる滑稽味を見いだすことができるが、「形を幽し毒を扇り、陰険にして詭異なり」「工を逞しくし巧を銜う」などには、譏刺の意図が含まれていると見るべきだろう。また畢方を断罪するものとして登場する「皇」は、本来、奸佞の徒を退けるべき皇帝の写し絵として描かれているように読み取れる。

(本学准教授)

<sup>43</sup> この二首の檄文は、柳宗元の別集では「乞巧文」「罵尸蟲文」「斬曲几文」などとともに、『楚辭』の流れを汲む文体、騷に分類されており、いずれも柳宗元の憤激や煩悶を寄託した寓意の文として読むことができる。松本肇「敗北の逆説——寓言論」(『柳宗元研究』、創文社、二〇〇〇、初出一九八二)、関直木「柳宗元の「逐畢方文」について」(『湘南文学』第二九号、一九九五)など参照。またこれらの騷文体の文体の問題については、黒田真美子「柳文「説」「伝」「騷」「弔文」概説」(竹田晃編『柳宗元古文注釈——説・伝・騷・弔』(新典社、二〇一四))に詳しい。

<sup>44</sup> 断句および訓読は、『柳宗元古文注釈——説・伝・騷・弔』所収の訳注(相野谷智之執筆)を参照した。